

令和7年9月24日

令和7年9月2日からの大雨による被害に係る 普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和7年9月2日からの大雨により被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 1団体(1市)

秋田県 能代市

2 繰上げ交付額

5億9,500万円

3 日程

令和7年9月24日(水) 交付決定

令和7年9月25日(木) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 11月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 村田、野口、山崎
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)

(別紙)

令和7年9月2日からの大雨による被害に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別)

<秋田県> (1市1町1村)

団体名	繰上げ交付額
能代市	5億9,500万円
上小阿仁村	1億2,500万円
五城目町	2億2,000万円
合 計	9億4,000万円

(1市1町1村)

交 付 総 額	9億4,000万円
---------	-----------

※9月9日(火)繰上げ交付分 : 2団体(1町1村) 3億4,500万円
秋田県2団体(1町1村)

※9月25日(木)繰上げ交付分 : 1団体(1市) 5億9,500万円
秋田県1団体(1市)